

狂犬病予防注射と飼い犬の登録

●問合せ●
環境衛生課
☎072-958-1111
内線 2843

犬の飼い主は「狂犬病予防法」により年1回注射を受けさせる義務があります。
かかりつけの動物病院が最寄りの集合注射会場(下表)で、必ず予防注射を受けさせてください。

●狂犬病予防注射・飼い犬登録 実施日程表 ● 狂犬病予防注射 [料金] 3,250円(内訳:注射費用2,700円、済票交付手数料550円)

実施日	時間	会場
4月10日(火)	9:40～10:00	碓井4丁目公園(西名阪高架下)
	10:20～10:50	王水町会館前
	13:30～13:50	西浦1丁目公園(ローレルコート横)
	14:10～14:30	市水道局石川浄水場前
	14:50～15:20	白鳥神社東側
4月11日(水)	9:30～10:10	陵南の森公民館車庫前
	10:30～11:20	島泉集会所裏側駐車場
	13:30～14:00	西川公園
	14:20～15:20	羽曳野市支所裏
4月12日(木)	9:40～10:00	飛鳥出荷場
	10:20～10:50	杜本神社南側駐車場
	13:30～13:50	石川右岸河川敷大黒橋北側
	14:10～14:50	石川プラザ第2駐車場
4月13日(金)	9:40～10:20	ベビーハウス社協駐車場
	10:40～11:00	高之羽公園(高鷲3丁目)
	13:30～14:00	むつみの集会所公園
	14:20～14:40	東除公園
	15:00～15:20	めぐみ公園(しなづせせらぎの道)
4月16日(月)	9:40～10:30	広瀬神社
	10:50～11:10	東阪田公園
	13:30～13:50	尺度公民館前
	14:10～14:40	羽曳が丘10丁目公園
	15:00～15:30	河原城会館前

実施日	時間	会場
4月17日(火)	9:40～10:00	野々上府宮住宅集会所東側公園
	10:20～10:40	エコプラザはにふ駐車場
	13:30～14:20	丹治はやプラザ自転車置場
	14:40～15:10	郡戸共栄公園
4月18日(水)	9:30～10:00	城山会館前
	10:20～11:10	西浦公民館前
	13:30～13:50	市民体育館前
	14:10～14:50	羽曳が丘南公園(7丁目)
4月19日(木)	9:30～10:00	野々上公民館前
	10:20～10:50	伊賀田鶴団地集会所公園
	13:30～14:10	羽曳山上印公園
	14:30～15:10	桃山台1号公園
4月20日(金)	9:30～9:50	市立白鳥児童館運動広場
	10:10～10:40	羽曳が丘ネオポリス公園
	13:30～14:10	羽曳が丘中公園(3丁目)
	14:30～15:20	羽曳が丘西中公園(西3丁目)
4月21日(土)	14:00～15:00	市役所本庁議会議会棟駐車場

※つり銭がいらぬように、料金の準備をお願いします。
※市ウェブサイトで各会場周辺の地図が確認できます。
※飼い犬の死亡や転居など、登録事項に変更があった場合は、注射会場または環境衛生課まで届け出てください。

●飼い犬登録事務委託獣医院(市外局番072)

こかわ動物病院	南恵我之荘 2-9-3	938-8877	グランママ動物病院	野々上 2-24-4	952-3033
島山獣医科診療所	古市 6-18-4	956-9211	トム・ソーヤー動物病院	羽曳が丘 3-2-1	956-5880
福田獣医科クリニック	誉田 3-13-3	958-8181	羽曳野動物病院	島泉 9-21-3	955-9377
山村獣医科医院	軽里 3-3-4	958-3194	古市動物病院	軽里 3-3-25	958-1263

※新しく犬を飼い始めた場合は、別途登録(手数料3,000円)が必要となります。



※雨天中止の場合があります。※環境衛生課より送付した封筒内の書類を、切り離さずに持参してください。※健康状態や制御できないなどにより獣医師が接種不可能と判断した場合は、後日かかりつけの動物病院で接種してください。※普段おとなしい犬でも注射時には興奮

するので、必ず首輪や口輪などをつけてください。※妊娠、下痢、食欲不振など飼い犬に異常を感じる時は、注射の前に必ず獣医師に申し出てください。(健康な犬でも数万頭に一頭の割合でショック死するケースがあります。市は一切責任を負えません。)

平成30年度

下水道事業受益者負担金賦課対象区域のお知らせ

「羽曳野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」に基づき、平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域を決定しました。

衛生的で快適な生活と、河川環境の水質改善を図るため、公共下水道整備を促進し、現在約971ヘクタールの供用開始を行っています。今年度は、新たに約3.66ヘクタールの区域を決定、供用開始を行います。

【対象】賦課対象区域(下表)の土地所有者

※受益者申告書を4月中に送付しますので、ご記入の上、返送をお願いします。

●賦課対象区域

古市7丁目の一部	伊賀の一部	高鷲7・10丁目の一部
向野の一部	野々上3丁目の一部	はびきの4・5・6丁目の一部
大黒の一部	西浦6丁目の一部	郡戸の一部
野の一部	檜山の一部	河原城の一部
学園前5丁目の一部	南恵我之荘3丁目の一部	島泉1丁目(南島泉地番)の一部

※賦課対象区域図は下水道総務課(市役所別館4階)で閲覧できます。

●受益者負担金とは・・・

公共下水道の利益を受ける方に建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図るとともに、一日も早く計画的に公共下水道整備を進めるためのものです。敷地面積1平方メートル当たり450円を乗じた額をご負担していただきます。納付方法は一括納付と分割納付があり、一括納付の場合は報奨金を差し引いた額になります。

下水道への接続にご協力をお願いします



「スイスイ」
下水道マスコットキャラクター

【問合せ】下水道総務課 ☎072-958-1111 内線2360